特約事項

- 本物件は定期借家契約であり2029年12月31日までの契約となり再契約はできません。
- 入居日より1年未満では原則本契約を解約できません。ただし1年未満の中途解約の場合は家賃1ヶ月分の違約金を支払うことで解約できます。
- 毎月の賃料等の支払いは原則、保証会社による口座振替が必須となります、引落手数料は借主負担になります。
- 家賃等を滞納した際は保証会社から督促があり、延滞損害金等が発生します。
- 賃貸借契約を継続される場合は必ず保証委託契約を継続してご契約いただきます。保証会社の更新料が毎年1万円必要です。
- ペットの飼育・持込・一時預かりは一切できません。
- 駐輪は管理組合の規約に従っていただきます。管理組合に申込が必要で指定の駐輪費用をお支払いいただきます。
- 室内、ベランダでの喫煙は一切禁止とします。もしもタバコを吸われたことが判明した場合、クロスの清掃代、張り替え代、消臭代を請求いたします。
- 借主が目的物件の内覧をせず申込又は契約を締結した後、現状が想像と相違があっても一切の異議申し立てを行わず、現状有姿での引渡しを承諾の上で申込を行い、貸主および管理会社はその一切の責任を負いません。
- 周辺から飛来する鳩等の鳥類・虫類の苦情には対応いたしません。鳩等が来ないようにベランダに巣の材料になる物や餌になるような物は置かないでください。
- 転貸、民泊等、これらに準ずる行為は禁止です。

以上

特約事項について説明を受けました。

年　　月　　日

申込者

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿